

黒鉛化合物研究会 要項

平成 8 年 3 月 22 日 改訂

平成 12 年 2 月 18 日 一部改訂

平成 29 年 5 月 19 日 一部改訂

令和元年 5 月 17 日 一部改訂

1. 本会は、「黒鉛化合物研究会」と称する。
2. 本会は、炭素・黒鉛およびその化合物、複合材料等に関する製造、性質、応用などの研究および情報の交換ならびに会員相互の親睦を目的とする。
3. 本会は、その目的を達成するために研究会（年数回）、見学会などを行う。
4. 本会の会員は、個人会員（大学あるいは国公立研究機関の研究員）と業界会員とよりなる。また、役員経験者等本会に貢献の大きかった個人会員を、幹事会での承認を経て名誉会員とすることができる。
5. 会員は、次に定める会費（年額）を納付するものとする。本会の会計年度は1月から12月とする。

業界会員	入会費	30,000 円（不課税）
	会費	30,000 円（不課税）
個人会員	入会費	1,000 円（不課税）
	会費	3,000 円（不課税）
名誉会員	会費	無料

6. 本会には、次の役員をおく。

会長	1名
幹事	若干名

幹事より、「事務局」、「会計」、「会計監査」担当をそれぞれ1名選出する。なお、「会計」をおかない場合、「事務局」が「会計」の職務を兼務するものとする。

また、副会長1名をおくことができる。

役員は2年を一任期とし、再任はさまたげない。

以上